

訪問看護ステーション運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会医療法人関東会が設置する訪問看護ステーションかもめ(以下「ステーション」という)の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という)の適正な運営及び利用者に対する適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という)の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより生活の質を確保し、健康管理及び日常生活の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

- 2 ステーションは、事業の運営にあたって必要な時に必要な訪問看護の提供ができるように努めなければならない。
- 3 ステーションは、事業の運営にあたって関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の保健医療又はサービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業を行うにあたっては主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という)に基づき適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたってはステーションの保健師・看護師准看護師・理学作業療法士または、言語聴覚士(以下「看護師」という)によって訪問看護を行うものとし、第3者への委託によっておこなってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーションかもめ
- (2) 所在地：大分県大分市大字佐賀関 880-1

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師若しくは保健師 1名
管理者は、所属職員を指揮監督し適切な事業の運営が行われるよう統括す

る。但し、管理上支障がない場合はステーションの他の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員：2.5名以上

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護にあたる。また、利用者及び家族に療養上の支援や助言指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から日曜日までとする。

(2) 営業時間：午前8：30から午後5：30までとする。

(3) 上記の営業日・営業時間のほか、24時間常時連絡体制が可能な体制とする。

(利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し、医療保険適用となる場合は除く

※介護保険の被保険者が医療保険適用となる場合

- ・末期悪性腫瘍、その他厚生労働大臣が定める疾患の利用者
- ・急性増悪等による特別訪問看護指示書を交付された利用者等

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

(1) 利用者がかかりつけ医師に申し出て、主治医がステーションに交付した指示により訪問看護計画を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、地区医師会及び関係市区町村、関係機関に調整を求める。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護

- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対処方法)

第10条 看護師等は訪問看護実施中に利用者の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

- 2 前項についてしかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医へ報告しなければならない。

(利用料金等)

第11条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険による居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示額の負担割合額を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

- 2 ステーションは、基本利用料のほか、以下の場合はその他の利用料として、訪問看護重要事項説明書の利用料金に定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 訪問看護と連携して実施される死後の処置

(通常の業務実施地域)

第12条 ステーションが通常業務を実施する地域は大分市とする。

(相談・苦情対応)

第13条 ステーションは、利用者からの相談・苦情に対する相談窓口を設置し、内容にて適切に対応し再発防止に努める。

- 2 相談及び苦情内容については、記録に残しその完結の日から5年間保管する。

(事故処理)

第14条 ステーションは、サービス提供の際し利用者に事故が発生した場合は、速やかに市区町村、介護支援専門員、利用者の家族等へ連絡を行い必要な処置を講ずる。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際し行った処置について記録し、その完結の日から5年間保管する。
- 3 ステーションは、利用者にたいし賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに

損害賠償を行う。

(虐待防止)

第15条 利用者の人権擁護ならびに虐待防止等のため、従業員への研修を実施する。また、虐待が疑われる事象を発見した際には、速やかに市区町村の担当者へ報告する。

(その他、運営についての留意事項)

第16条 ステーションは、社会的使命を充分認識し職員の資質向上を図るため、次に掲げる研修の機会を設け業務体制の整備に努める。

- (1) 採用後3か月以内の初任者研修
- (2) 年1回以上の業務研修
- 2 従業員は、正当な理由がある場合を除き業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 ステーションは、利用者に対する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管しなければならない。

(附則)

この規程は、2023年6月1日より施行する。

※2024年5月8日 改定(住所変更)